

教職員の働き方改革プラン

平成 30 年 3 月
(令和 2 年 4 月改定)
香川県教育委員会

教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長をめざして

我が国の教職員は、授業を中心とする学習指導はもとより、生徒指導、部活動あるいは登下校の見守りなど授業以外の多くの場面で子どもたちの指導に積極的に関わるほか、事務的な作業や保護者への対応などの業務にも携わっており、こうしたことが海外に例を見ない日本の学校教育の一つの特徴とされています。

また、本県では、全県的に学校や地域単位で教育研究会が組織され、教職員の創意と工夫により、授業改善に向けた研究活動などが積極的に行われてきたほか、香川型指導体制による少人数指導、少人数学級などきめ細かい指導体制を基盤とする一人ひとりに寄り添った指導が行われ、高い教育の質を維持してきました。

一方で、学校や社会を取り巻く環境が変化し、子どもたちが抱える課題が多様化する中で、学校や教職員に求められる役割は拡大し、その内容も複雑化、多様化する状況にあります。加えて、新学習指導要領における外国語教育、道徳教育の充実や、「主体的・対話的で深い学び」（アクティブ・ラーニング）への対応など、教職員が取り組むべき課題はますます増加しています。

このような状況の中、将来の社会を担う子どもたちに必要な資質・能力を的確に身に付けさせ、子どもたちの抱える課題に適切に対処しつつ、その学びと成長を支えていくため、学校教育の基本である授業の質を維持・向上させるとともに優れた教職員をしっかりと確保していくことが一層重要になっています。

これまで教職員は拡大してきた役割をこなし、子どもたちへの教育を充実させるため、献身的な努力を続けてきました。しかしながら、今般、さまざまな場で指摘されているように、教職員の長時間にわたる勤務が常態化しており、このことが教職の魅力低下させ、ひいては、長く本県が誇ってきた高い学校教育の質が、結果として低下してしまうことを私どもは強く懸念しております。

このため、県教育委員会では、教職員働き方改革研究会での検討及び有識者からなる香川県教職員働き方改革懇談会でのご意見を踏まえ、「教職員の働き方改革プラン」を取りまとめました。このプランは、県教育委員会が、市町教育委員会、学校、保護者、地域の方々とともに、地域や学校の実情を踏まえて、主体的に教職員の働き方改革を進めていくための具体的な方策を示しています。私たちは、働き方改革を推進する市町、学校、地域、教職員をしっかりと支援してまいります。香川の子どもたちの豊かな成長と本県教育の持続的向上をめざし、教職員の働き方改革を実現すべく、広く県民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

メッセージ

P T Aは学校の一番の応援団です。子どもたちの健やかな成長のために、私たちは学校との連携に一層取り組んでいきたいと考えています。

保護者にとって、子どもが健やかに成長していくことは大きな願いです。そのために学校教育が重要であり、教職員が健康を損なうことなく、毎日元気にいきいきと子どもたちの指導にあたっていただくことを切に願っています。

しかし、保護者の中には、教職員の正規の勤務時間を知らないため学校はいつでも対応してくれるものと思う人や、部活動は授業の一環であると考えている人がいるのも現実です。

そこで、保護者に対して、教職員の現状を伝えることや勤務時間や部活動の位置づけなどについて正しい情報を提供し理解してもらうことが、働き方改革についての理解を深めることになるのではないのでしょうか。

P T Aとしては、子どもたちが質の高い学校教育を受けることができるようにするため、教職員の働き方改革を積極的に応援していきたいと考えています。

香川県高等学校P T A連合会会長 泉 満

香川県P T A連絡協議会会長 森本 卓也

目 次

| | |
|------------------------|----|
| 1. 教職員の働き方改革の目的 | 1 |
| 2. 本プランの位置づけ | 2 |
| 3. 計画期間 | 2 |
| 4. 学校の勤務実態 | 3 |
| 5. めざすところ | 7 |
| 6. 取組みの方向性 | 8 |
| 7. 県教育委員会による取組み | 9 |
| 8. 市町教育委員会・学校での取組みの方向性 | 12 |
| 9. 重点的に取り組む事項 | 15 |
| ＜資料＞ | |
| I. プラン策定までの取組み | 17 |
| II. 香川県教職員働き方改革懇談会委員名簿 | 18 |

1. 教職員の働き方改革の目的

本県の学校教育は、日々、子どもたちと向き合う教職員の、教育に対する情熱と献身的な努力によって支えられている一方で、学校を取り巻く環境の複雑化や多様化に伴い、学校に求められる役割が拡大し、教職員一人一人が担うべき業務は、質・量ともに増加してきており、教職員の長時間勤務が常態化しています。このことは、子どもたちの学びを支える教職員の心身の健康に影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質の低下につながるものが懸念されるところです。

今後も、本県の学校教育の質の維持、向上を図るためには、このような学校の役割分担をはじめ教職員の勤務状況を含む働き方を見直していくことが喫緊の課題であると考えています。このため、県教育委員会は「教職員の働き方改革プラン」を策定し、本プランに掲げる取組みを推進することで、教職員が心身両面の健康を維持しながら、学習指導や生徒指導などの教育活動に誇りをもって意欲的に取り組むことができる環境づくりを進めます。

こうした取組みにより、教職員が日々の生活の質や人生を豊かなものにし、ひいては本県の未来を担う子どもたちが、豊かな知性やすこやかな心と体を兼ね備え、夢に向かってチャレンジする人に育っていくことをめざします。

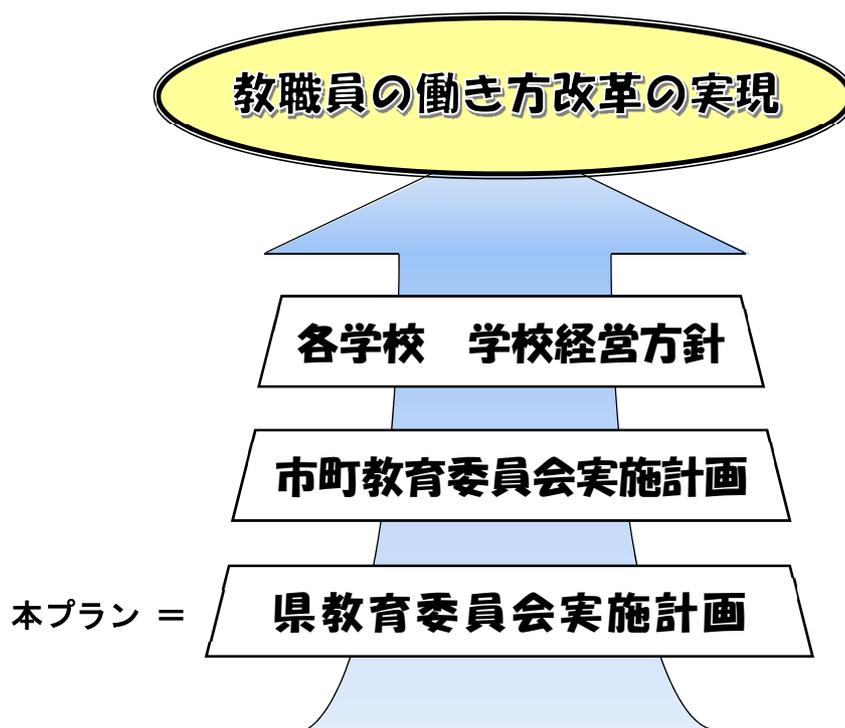
2. 本プランの位置づけ

教職員の働き方改革を進め、長時間勤務の改善を図っていくためには、学校現場だけでなく、教育委員会が学校と共通の認識に立ち、連携・協力しながら総合的、計画的に取り組むことが不可欠です。そのためには、教育委員会が、学校現場の実態を正確に把握したうえで、改善目標や取組内容、実施時期などを明確にした実施計画を策定することが必要です。

本プランは、県立学校に関して、教職員の働き方改革を進めていくにあたっての改善目標や取組内容を明確にした県教育委員会の実施計画であるとともに、市町教育委員会が、市町立学校に関して実施計画を策定する際の参考となるよう方向性を示すものです。加えて、各学校においては、これらの実施計画に基づく学校の経営方針に沿った、働き方改革に向けた取組みが進められることを促すものです。

今後、県教育委員会は本プランにより、県立学校における働き方改革を推進するとともに、市町教育委員会における取組みに対して、適宜、支援等を行っていきます。

市町立学校における教職員の働き方改革（イメージ図）



3. 計画期間

本プランで掲げている取組みについては、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。その取組状況を点検することで内容の改善を図っていくこととし、点検のための組織については、今後検討していきます。

4. 学校の勤務実態

学校現場は、いま、次のような状況に置かれています。

<全体的な概況>

- ◆ 学校現場での勤務時間の客観的な把握が徹底できていない。
- ◆ 時間外勤務が月 80 時間を超える長時間勤務を行っている教職員が相当数存在する。また、副校長・教頭の勤務時間が長くなっている。
- ◆ 時間外の業務内容としては、授業準備や成績処理、部活動が主な要素であり、特に、中学校、高等学校においては、部活動は休日の出勤の原因の一つとなっている。

<校種ごとの状況>

①小学校

- ・ 学級担任制であることから、担任の授業時数が多くなっている上、昼休みなどの休憩時間も児童と一緒に活動し、児童の安全への配慮等を行っていることが多く、児童在校中は、校務や授業準備を行う時間の確保が難しい状況にある。
このため、教育活動の維持・充実を図るにあたっては、平日の勤務時間外や休日に業務を行うことが常態化している。また、保護者からの相談は勤務時間後になることも多く、相談を受けてからの協議や対応にも一定の時間を必要とする。
- ・ 学校へのアンケートによると、小学校の約 5 割が、個別の生徒指導に負担を感じていると回答しているほか、約 4 割が学校行事やその準備に負担を感じていると回答している。
- ・ このような状況を改善するには、教職員や外部人材などのマンパワーの増員か、担当業務の削減がなされなければ抜本的な解決は難しいとの意見がある。
- ・ 勤務時間の把握については、現状においてほとんどの学校が管理職による現認により行われている。
- ・ 本県の教職員には、香川県小学校教育研究会をはじめ自主的な研究団体などで、研究や指導力向上に努めようとする風土があり、本県の高い教育力の維持・向上に貢献している。一方で、研究授業等の事前準備を含め熱心に取り組むあまり、ややもすると、長時間勤務の一因になるとの指摘もある。

②中学校

- ・ 教科担任制であり、教科により授業時数が異なるが、特に生徒指導は授業を行わない時間に加えて、放課後の対応も求められ、長時間労働の原因の一つになっている。また、部活動指導に関わる時間も長いことから、授業準備等の時間を確

保することが難しい状況にある。

このため、教育活動の維持・充実を図るにあたっては、平日の勤務時間外や休日に業務を行うことが常態化している。また、保護者からの相談は勤務時間後になることも多く、相談を受けてからの協議や対応にも一定の時間を必要とする。

- ・ 学校へのアンケートによると、中学校の約7割が、部活動に負担を感じていると回答しているほか、約6割が個別の生徒指導や進路指導に負担を感じていると回答している。
- ・ 特に中学校では、生徒指導や進路指導に関する業務に加え、部活動指導に関わる時間が、平日、休日を問わず長くなっており、小学校と同様に、人員不足の解消を求める意見がある。一方で、部活動指導については、実態を踏まえた丁寧な検討を求める意見もある。
- ・ 勤務時間の把握については、小学校同様、現状においてほとんどの学校が管理職による現認により行われている。
- ・ 香川県中学校教育研究会をはじめ自主的な研究団体などで、研究や指導力向上に努めることで、本県の高い教育力の維持・向上に貢献している。一方で、研究授業等の事前準備を含め熱心に取り組むあまり、ややもすると、長時間勤務の一因になるとの指摘もある。

③高等学校

- ・ 高等学校の学級編制は40人を標準とすることが高校標準法で定められているが、本県では学科の特性や地域の中学生の進学状況などを勘案して40人を下回る学級編制により、きめ細やかな指導を行っている学校がある。その分、教員の数は変わらないのに学級数が増えることになり、教員の負担増につながっている。
- ・ 運動部、文化部を問わず部活動が熱心に行われ、献身的な教員風土とも相まって、常に全国上位に名を連ね、高い実績をあげている学校もあるが、それが教員の負担の原因となっていることも否めない。
- ・ 生徒と教職員の健康面を配慮し、部活動指導に関する一定の指針を示す必要がある一方、高等学校の部活動は生徒の進路に大きな影響を及ぼす側面もあり、一律的な時間設定はそぐわないのではないかとの意見や、競技種目によって休養日の設定に弾力的な運用を求める意見もある。
- ・ 勤務時間の把握については、現在高等学校の現場では「時間外勤務記録票」を各教職員が作成して毎月末に管理職に提出することで、業務分担の適正化や教職員の健康管理に役立っている。今後、勤務時間の客観的な把握が求められる中で、校地や農場が広い学校や部活動の場所が離れている学校においては、勤務時間を正確に把握することは難しい場合もある。

④特別支援学校

- ・ 本県では、障害種別に対応した特別支援学校8校を設置しており、幼児児童生徒の障害の状況や特性などを踏まえて、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援を行っている。

- ・ 近年、在籍する幼児児童生徒数の増加や障害の状態が重度化、重複化、多様化する中、対応すべき課題も増加し、複雑化しており、教職員には関連する医療・福祉・労働なども含め多岐にわたる専門性の向上が求められている。
- ・ 特別支援学校で、安全配慮の必要性から児童生徒が登校している間は休み時間を含め一緒に過ごすことが基本であり、授業準備や打ち合わせ、関係機関とのケース会などの業務は勤務時間外に行うことも多い。また、勤務時間外において、保護者に対するきめ細やかな説明や理解を求めるための対応を行うこともある。
- ・ さらに、特別支援教育のセンター的機能として相談センターを設置し、適宜、小・中学校等からの相談要請に応じているが、相談件数が年々増加しており、成果が上がる一方で、業務量の増加につながっている。
- ・ このような校内外の取組みについて指導、助言及び調整を担う教頭の役割は大きく、幼稚部から高等部専攻科までの各段階に応じた幅広い対応が必要となることもあり、教頭の時間外での業務がかなり多くなっている。

■参考

◎時間外勤務が月 45 時間又は 80 時間を超える教諭の割合

| 区分 | 小学校 | 中学校 | 高等学校等 | 特別支援学校 |
|--------|-------|-------|-------|--------|
| 45 時間超 | 81.9% | 88.9% | 67.1% | 25.3% |
| 80 時間超 | 33.5% | 57.6% | 37.6% | 2.2% |

※小中学校については、文部科学省「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）」における1週間当たりの学内総勤務時間数（教諭）が50時間以上又は60時間以上の割合を月の時間外勤務の時間数が45時間超又は80時間超の割合として使用している。

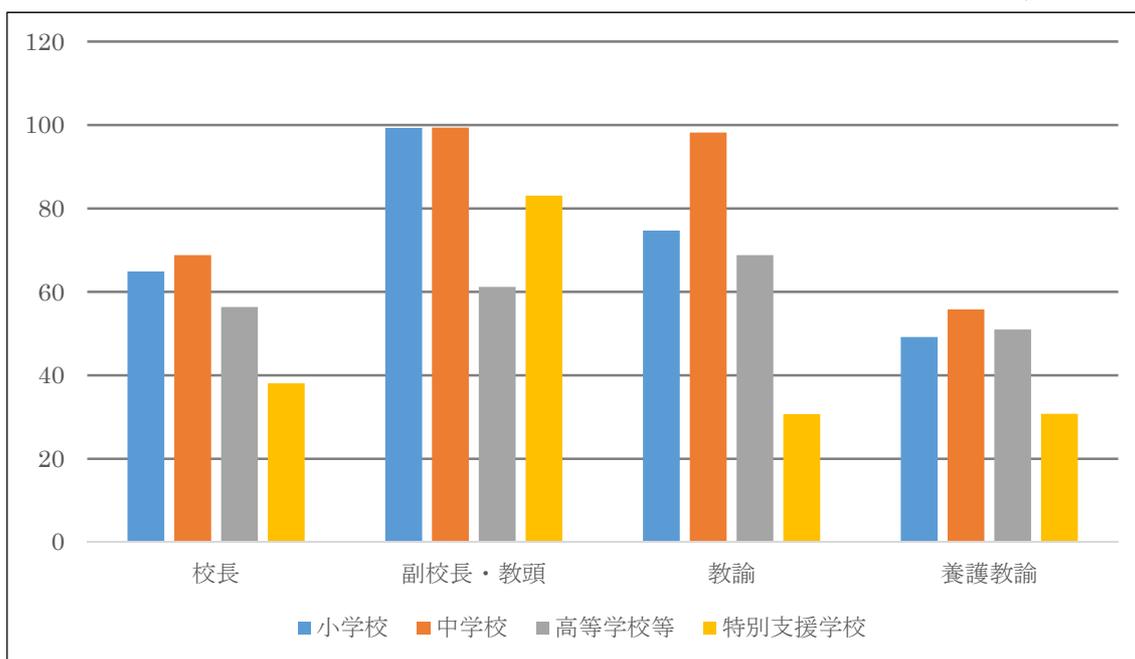
※高等学校等、特別支援学校については、「平成29年度香川県立学校教職員勤務実態調査」を使用し、14日間の時間外勤務の時間を31日に換算したものを月の時間外勤務の時間とみなしている。（高等学校等には県立高松北中学校を含む。）

※教諭には、主幹教諭、指導教諭を含む。

※持ち帰りの業務時間は含まない。

◎時間外勤務の月平均時間（校種別・職種別）

（単位：時間）



※小中学校については、文部科学省「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）」における職種別教員の1週間当たりの学内総勤務時間から正規の勤務時間週38時間45分を差し引いたものの4倍を月の時間外勤務の時間とみなしている。

※高等学校等、特別支援学校については、「平成29年度香川県立学校教職員勤務実態調査」を使用し、14日間の時間外勤務の時間を31日に換算したものを月の時間外勤務の時間とみなしている。（高等学校等には県立高松北中学校を含む。）

※教諭には、主幹教諭、指導教諭を含む。

※高等学校等、特別支援学校について、養護教諭には養護助教諭を含む。

※持ち帰りの業務時間は含まない。

5. めざすところ

教職員の常態化する長時間勤務は、健康障害の防止やワーク・ライフ・バランスの充実等の観点から早急な改善が必要です。

そこで、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）」をはじめとした国における働き方改革の動向、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）」等を踏まえ、学校における教職員の勤務について、次のことをめざします。

○ 時間外勤務が、原則として、月 45 時間、年間 360 時間を超える教職員をゼロにする。

※ 時間外勤務の時間については、教員にあっては「県立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和2年香川県教育委員会規則第2号）の定めにより、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間をいう。その他の職員にあっては正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ勤務した時間をいう。

6. 取組みの方向性

我が国の学校教育は、授業のみならず教職員が細かく子どもたちの生活に関わっていることが長所である一方、教職員の負担や長時間労働の一因ともなっています。そのため、現在、教職員が担っている業務について、業務の役割分担を見直すなど、業務の適正化を図ることが求められています。

また、限りある人員や資源の中では、業務をより効率的かつ効果的に行うことが必要です。

さらに、こうしたことを実現するためには、学校現場においても業務の適正化や効率化に対する意識をもって業務に取り組むとともに、改革の必要性について保護者や地域の方々との理解や連携が不可欠であると考えています。

以上のことから、本プランでは取組みの方向性として次の4点を柱として、総合的な対策を講じていくこととします。

(1) 業務の適正化

教職員の長時間勤務の改善に向け、まず教職員の勤務の状況を正確に把握したうえで、教職員が真に担うべき業務であるかを精査し、教職員以外の者が担うことができるものについて業務の役割分担の見直しを行うほか、事業のスクラップ・アンド・ビルドを行うよう努めます。また、多忙化の解消に向けた人員やスタッフの確保を図るなど、体制の充実に努めます。

(2) 業務の効率化

業務の適正化とともに、真に教職員が取り組まねばならない業務について、ICT化の推進や校務分掌の見直し等により、より効率的、効果的に行うよう努めます。

(3) 学校運営の改革と意識改革

学校現場において、業務の適正化や効率化がスピード感を持って取り組まれるためには、管理職の的確なマネジメントとともに、教職員一人一人の働き方改革に向けた意識が重要です。同時に、「チームとしての学校」という理念を教職員間で共有するとともに、教職員自身のワーク・ライフ・バランスに関する意識を高めていくことが期待されます。

(4) 保護者、地域への理解促進

働き方改革を進めるにあたっては、学校や教育委員会の取組みにとどまらず、学校と地域との連携、協働を一層進め、保護者及び地域住民等の理解を得て進めていくことが重要です。

7. 県教育委員会による取組み

県教育委員会は、教職員の働き方改革を推進するため、以下の項目に取り組みます。

これらは、あくまで現時点でのものであり、市町教育委員会の実施計画や県立学校における取組方針の検討に伴い明らかとなった課題や新たな提案等についても、積極的に検討していきます。

また、市町教育委員会や各学校における優れた取組みを情報提供するなど積極的に支援してまいります。

○：平成 30 年度中に実施する事項

●：平成 30 年度中に着手し、引き続き取り組む事項

(1) 業務の適正化に関すること

① 学校が直面する諸課題に積極的に対応する指導体制の推進

○新しい学習指導要領の円滑な実施や児童生徒の問題行動等など、学校が直面する諸課題に積極的に対応するため、指導体制の充実を図ります。

② サポートスタッフや専門スタッフの拡充

○部活動指導員やスクールサポートスタッフの配置を推進します。

○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を推進します。

○スクールサポートチームの派遣や活用支援の充実を図ります。

●退職・離職教員の効果的な活用を図るため、講師候補者のデータベース構築に努めます。

③ 学校における業務改善に係る研修等への支援

●学校における働き方改革の推進に向け、他校での先進的な取組事例の情報提供や、研修会等を開催する際にアドバイザーを派遣するなどサポートを行います。

(2) 業務の効率化に関すること

① ICT環境の充実

○オンライン研修環境を整備し、教職員の研修に係る負担軽減や臨時的任用・産育休中などの教職員に対する研修機会を提供します。

○県教育センターのホームページを充実させ、教職員の業務に関する内容や活用できる情報をわかりやすく提供します。

●各市町の導入する校務支援システムの共通化に向け、専門家の意見を聞きながら、市町と共同で研究していきます。共通化の前提となる、帳票の統一化や文書の電子化についても、共同で研究を行います。

② 教育課程内の学校教育活動・学校運営の効率化

- 若手教職員の育成に向け、OJTの充実等、サポート体制を整えます。
- 校務運営に参画できる事務職員の育成に向け、研修の充実に努めます。
- 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の効率的、効果的な運営に向けて、先進的な取組事例や留意点など、積極的に情報提供を行います。

（3）学校運営の改革と意識改革に関すること

① 働き方改革を進める教職員への応援

- 教職員一人一人が長時間労働による心身への影響を認識できるよう、労働安全衛生対策に関するオンライン研修等を活用し、心身の健康管理への意識づけを行います。
- 衛生委員会の年間計画の作成を進め、過重労働対策や職場環境改善など衛生委員会の活動の充実の必要性について周知啓発を行います。
- 年次休暇の取得の促進や育児休暇等の取りやすい職場づくりに努め、ワーク・ライフ・バランスの観点から総勤務時間の短縮を図ります。
- 働き方改革に関する提案箱を設置し、アイデアを常時募集するとともに、提案されたアイデアを適宜、市町教育委員会や学校へ情報提供し、実際の取組みにつなげていきます。
- 「チームとしての学校」を意識し、学校単位での働き方改革に積極的に取り組む学校を顕彰する制度を検討します。

② 県教育委員会自らの働き方改革

- 実施する事業のスクラップ・アンド・ビルドや業務の精選等を行い、業務改善の取組みを進めます。
- 本プランの考え方に則り、業務改善目標を各課で設定し、その達成に努めます。
- 各市町・学校への調査や提出物の依頼について、厳選を行うとともに、調査の簡素化に努めます。

（4）保護者、地域への理解促進に関すること

- 保護者、地域の方々や地元企業に対し、働き方改革の重要性や方向性についての積極的な情報提供を行い、理解を促します。
- 学校が保護者や地域と連携・協働し、学校教育活動の充実が図れるよう、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や地域学校協働活動などの体制づくりを支援するとともに、地域支援指導者セミナーの開催等により、地域のリーダーを育成します。

(5) 国への政策提言・要望

- 教職員定数の改善にあたっては、新たな教職員定数改善計画を策定するとともに、義務標準法の改正等により、①少人数学級の拡大、②少人数指導や多忙化解消、いじめ不登校支援などのための加配定数の拡充、③栄養教諭、養護教諭、事務職員の拡充、④スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの基礎定数化及びその拡充について、早期に実現が図られるよう要望します。
- 部活動指導員、スクールサポートスタッフ、特別支援教育支援員、学校司書の配置にかかる財政支援制度の拡大について要望します。
- これからも、市町やP T A等のご意見を十分踏まえ、積極的に政策提言や要望を行います。

8. 市町教育委員会・学校での取組みの方向性

4つの取組みの方向性に沿って、市町教育委員会における実施計画の策定や県立学校を含む学校における取組みについて、具体化が期待されることやさらなる取組みとして考えられる事項を示します。

市町教育委員会及び学校においては、これらを参考にして、具体的な取組事項を検討してください。

なお、今後、市町立学校においては、市町教育委員会が策定する実施計画を踏まえて、業務改善に係る取組方針を学校経営方針に盛り込むこととなりますが、実施計画が策定されるまでの当面の間は、下記の事例も参考に、取組みを検討されることを期待します。

学校においては、業務改善に係る取組みを検討するにあたって、学校の教育目標と連動するとともに、取組みの重点化を意識し、実効性のある計画となることが求められます。

(1) 業務の適正化に関すること

【A. 市町教育委員会等において取組みの具体化が期待されること】

① 学校の業務の範囲の明確化

○学校や教職員が担ってきた業務の範囲について、真に教職員が担う必要があるか、負担軽減が可能か等の観点から改めて整理する。

② 専門スタッフ等の配置

○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクールサポートスタッフなどの専門スタッフ等と教職員との役割分担を明確化する。

③ 事務職員の校務運営への参画の推進

○事務職員が、教頭など管理職との連携を図りながら、より主体的かつ積極的に校務運営に参画できる取組みを進める。

【B. 市町教育委員会等の実情を踏まえた取組事項として考えられること】

① 学校の業務の範囲の明確化

○学校徴収金等は、銀行振り込みや口座引き落としによる徴収を基本とする。他に学校において取り扱う場合でも、会計事務に精通した事務職員等が行う。

○休み時間の対応について、輪番や専門スタッフ、地域人材の活用を検討する。

○校内清掃について、合理的に回数や範囲を設定したり、輪番制度とする。また、地域人材の協力を得る。

○給食時の対応について、複数学級による一斉給食の実施や地域人材の活用を検討する。

② 専門スタッフ等の配置

○教材等の印刷、実習や実験の準備・片付けのような補助的な業務について、ス

クールサポートスタッフ等の参画を進める。

③ 事務職員の校務運営への参画の推進

- 学校事務の共同実施の機能強化や事務処理の標準化を図り、事務職員の負担を軽減し、その結果として生み出された時間を校務運営への参画に充てる。

(2) 業務の効率化に関すること

【A. 市町教育委員会等で取組みの具体化が期待されること】

① ICT環境の充実

- 校務の情報化を図り、その前提として各種文書の様式、帳票等の統一化を図る。その際、必要に応じて文書規定や決裁規定等を見直す。

② 教育課程内の学校教育活動・学校運営の効率化

- 客観的に把握した勤務時間の実績を生かし、学校の実情を踏まえた校務分掌の見直しを適宜行う。
- 新しい行事を検討する場合には既存の行事の廃止をセットにするなど、学校行事の精選、内容や実施方法の見直しを行う。

③ 教育課程外の活動の効率化

- 部活動顧問の決定にあたっては、校務全体の効率的な実施という視点に立ち、適切な校務分掌となるよう留意する。

【B. 市町教育委員会等の実情を踏まえた取組事項として考えられること】

① ICT環境の充実

- 校務支援システムを導入している市町においては、システムの共通化に向け、現状のシステムの問題点やさらなる活用方法を検討する。未導入の市町においては、導入に向け、共通化の動向を踏まえて業務の電子化を進める。

② 教育課程内の学校教育活動・学校運営の効率化

- 学校単位で作成される計画について、カリキュラム・マネジメントの充実を図る観点から、計画の統合を含め、学校の実情に応じた効果的な計画を作成する。
- 校務支援システムや教育情報支援サービス、教育センターのウェブサイト等を活用し、教材や指導案の共有化に取り組む。
- 学級通信や連絡帳等の紙媒体による連絡手段と併用して、行事の開催通知や緊急連絡など、一度に多数に通知する場合は、SNSやメールの一斉送信を積極的に活用する。

③ 教育課程外の活動の効率化

- 学校教育活動として実施する部活動の数について、生徒や教員の数に見合った適正なものとするとともに、複数の学校による合同部活動の実施や地域のクラブ等との連携を進める。
- 地域と学校が連携して実施する行事については、学校行事と合同で開催するなど効率化を図る。地域との情報交換や連絡調整については、学校だけでなく、保護者、PTA等との役割分担を行う。

(3) 学校運営の改革と意識改革に関すること

【A. 市町教育委員会等で取組みの具体化が期待されること】

① 教職員の意識改革

- 学校における重点目標や経営方針の中に教職員の働き方に関する視点を盛り込む。
- 管理職は、教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理をはじめとしたマネジメント管理を働き方改革の視点で行う。

② 心身ともに健康を維持できる職場づくり

- ストレスチェックをはじめとする教職員のメンタルヘルス対策の充実を図るとともに、労働安全衛生法に基づく長時間勤務者等への面接指導など、教職員の健康管理対策を確実に実施する。

【B. 市町教育委員会等の実情を踏まえた取組事項として考えられること】

① 教職員の意識改革

- 客観的に把握した勤務時間の実績を見える化し、教職員の時間管理に対する意識を高める。
- 教職員間で業務の在り方、見直しについて話し合う機会を設けるなど、校内の業務改善に向けた機運を醸成する。

② 心身ともに健康を維持できる職場づくり

- 衛生委員会等を活用して、教職員の活発な意見交換を通じた職場環境の改善を図る。

(4) 保護者、地域への理解促進に関すること

【A. 市町教育委員会等で取組みの具体化が期待されること】

- 地域や保護者、福祉部局や警察などの関係機関等との情報共有を緊密に行い、適切な役割分担を図る。

【B. 市町教育委員会等の実情を踏まえた取組事項として考えられること】

- 保護者や地域住民が学校経営に参画する仕組みである学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を通して、保護者や地域住民との学校経営方針の共有を図る。
- 地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支えていく活動である地域学校協働活動を推進する。
- 地元企業に対し、積極的に情報提供を図るなど、従業員が学校の業務に協力しやすくなる環境づくりを求める。

9. 重点的に取り組む事項

これまでも各市町においては、地域の実情や学校の状況を踏まえ、教職員の働き方に関する種々の取組みを積極的、自主的に進めてきたところです。

今回、本プランの策定にあたり、これまでの市町での取組みの成果等も勘案し、長時間勤務の改善のため、早急に取り組む必要性のあるもの、効果が期待できるもの、取組みのしやすいもの等のうち、次の4つの項目を重点取組事項として掲げます。

全県的に共通して取り組んでいくことが望まれます。

〔全校種〕 働き方改革の前提となる勤務時間の客観的な把握

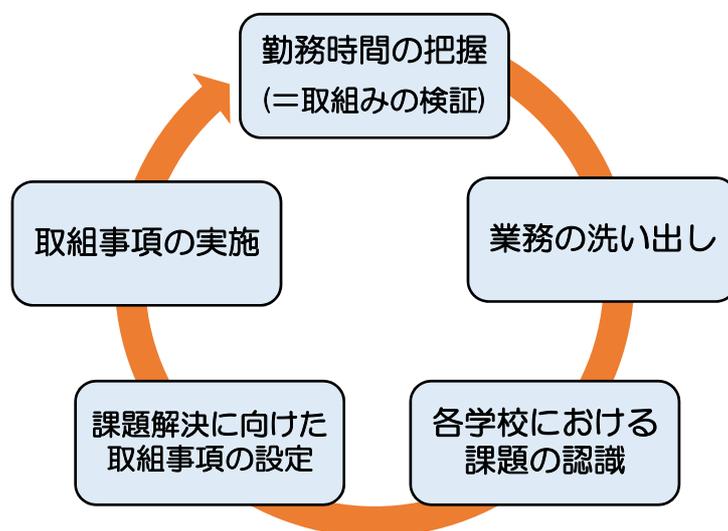
教職員の働き方改革を実現するにあたっては、教職員の勤務の状況を正確に理解し、業務の適正化を図る必要があります。その前提として、各教職員の勤務時間を客観的に把握することが不可欠です。

とりわけ、教員の勤務は正規の勤務時間の内外を問わず包括的に評価されることから、勤務時間を意識した働き方につながりやすく、勤務時間を客観的に把握することを通じ、自身の勤務を見直し、長時間勤務の改善に向けた意識改革や取組みを進めていくことが期待されます。

また、勤務時間を客観的に把握することで、学校においては、業務を洗い出し、各学校における課題を認識することで、具体的な取組みを定めやすくなると考えられます。市町教育委員会においては、実施計画を作成する際の指標として活用したり、改善状況をフォローアップしたりすることも容易になります。

なお、勤務時間は、市町教育委員会や学校の実情に応じて、タイムカードやICカード、パソコン使用時間の機械的な記録等による客観的な記録を基礎として確認したうえで、適正に記録することが必要です。これらの導入にあたっては、教職員一人一人だけでなく、管理職や教育委員会が全職員の勤務時間を容易に把握できる環境を整備することが求められます。

各学校における働き方改革の実現に向けた継続的な取組み（イメージ図）



【中・高】 部活動に関する休養日・活動時間の設定

- ・ 部活動休養日
中学校：週 2 日以上（平日 1 日、土日 1 日以上）
- ・ 1 日当たりの活動時間
中学校：平日 2 時間程度、学校の休業日 3 時間程度

生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点のもと、国において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されました。部活動は、中学校、高等学校の時間外の業務の大きな要素であり、特に休日出勤の原因ともなっていることから、その効率的、効果的な実施は、教職員の働き方の見直しの観点からも、早急に取り組むべき課題と考えます。このことから、関係団体の理解と協力のもと、生徒と教員の健康管理や、メリハリのある部活動運営をめざし、国のガイドラインに沿った望ましい休養日や活動時間の基準を示します。具体的な取組内容や運用等については、学校現場の意見を聞きながら検討していきます。

※ 高等学校における休養日や活動時間については、今後策定予定の「香川県部活動ガイドライン（仮称）」において検討を進めます。

【全校種】 夏季休業中における学校閉庁日の設定

- ・ 3 日以上

8 月中旬頃にまとまった学校閉庁日を設定し、週休日の振替等をするほか、夏季休暇、年次休暇を取得しやすくします。

県教育委員会では、夏季休業期間中の一定期間を「行事を持たない日」と設定し、県教育センター主催の教職員研修は実施しないこととしています。

【全校種】 夜間・休日における留守番電話対応等の導入

緊急時の連絡体制を確保したうえで、児童生徒が下校し、一定時間が経過した平日の夜間や休日は、留守番電話対応とするなどの方法もあります。保護者や地域の方々の理解と協力を得たうえで、電話対応の業務をできるだけ勤務時間内に行うことで、教職員が帰宅しやすい環境を作り出すことができると期待されます。

なお、定時制、通信制課程を有する県立高校については、実態に合わせて適切な対応をします。

<資料>

I. プラン策定までの取組み

- 平成 29 年 6 月 28 日 事務局内に教職員働き方改革研究会を設置
- 平成 29 年 9 月 14 日 教職員働き方改革講演会（講師：妹尾昌俊氏）
「忙しすぎる学校をどうするかーデータ、志、アクション」
- 平成 29 年 9 月 25 日 教職員働き方改革講演会（講師：齋藤敦子氏）
「教育現場における働き方改革 成功のヒント～民間企業・学校の先進事例から学ぶ」
- 平成 29 年 10 月 23 日 学校における業務改善に関する研修会（講師：妹尾昌俊氏）
<会場：高松市立亀阜小学校>
- 平成 29 年 11 月 16 日 学校における業務改善に関する研修会（講師：齋藤敦子氏）
<会場：丸亀市立城坤小学校>
- 平成 29 年 12 月 15 日 校務支援システムを活用した業務改善に係る研修会
（講師：山本圭作氏）
- 平成 30 年 1 月 24 日 地域とともにある学校づくりと教職員の働き方改革に関する
講演会（講師：妹尾昌俊氏）
「忙しすぎる学校をどうするか？ PTA・保護者のできること」
- 平成 30 年 1 月 30 日 香川県教職員働き方改革懇談会第 1 回会議
（教職員の働き方改革について意見交換）
- 平成 30 年 3 月 1 日 香川県教職員働き方改革懇談会第 2 回会議
（教職員の働き方改革プラン（仮称）の骨格となる事項につ
いて意見交換）
- 平成 30 年 3 月 28 日 香川県教職員働き方改革懇談会第 3 回会議
（教職員の働き方改革プラン（案）について意見交換）
- 平成 30 年 3 月 29 日 香川県教育委員会 3 月定例会においてプランを決定
- 令和 2 年 3 月 27 日 香川県教育委員会 3 月定例会においてプラン改定を決定

※平成29年度香川県立学校教職員勤務実態調査（調査期間：平成29年12月4日～17日）を実施

※妹尾昌俊氏、齋藤敦子氏及び山本圭作氏は、文部科学省の学校業務改善アドバイザー

Ⅱ. 香川県教職員働き方改革懇談会委員名簿

| 氏 名 | 役 職 等 | 備 考 |
|--------|---|-----|
| 泉 満 | 香川県高等学校PTA連合会 会長 (全国高等学校PTA連合会 副会長) | |
| 岡 みゆき | 香川県特別支援学校長会 会長 (香川県立盲学校長) | |
| 川畑 里佳 | 高松商工会議所 議員 (株式会社メガネのタナカヤ 代表取締役社長) | |
| 北川 直子 | 香川県公立小中学校事務職員協会 会長 (丸亀市立西中学校 事務主任) | |
| 佐藤 守 | 香川県公立高等学校事務長会 会長 (香川県立高松工芸高等学校 事務部長) | |
| 津山 勝義 | 香川県中学校長会 会長 (高松市立玉藻中学校長) | |
| 中橋 恵美子 | 特定非営利活動法人わははネット 理事長 | |
| 野崎 武司 | 香川大学教育学部 副学部長 | 座長 |
| 藤本 泰雄 | 香川縣市町教育委員会連絡協議会 教育長部会長 (高松市教育委員会教育長) | |
| 堀家 俊一 | 公益財団法人香川県体育協会 事務局長 (元観音寺中央高等学校長) | |
| 松井 輝善 | 香川縣市町教育委員会連絡協議会 教育長部会副会長 (綾川町教育委員会教育長) | |
| 溝渕 祥民 | 香川県高等学校長協会 会長 (香川県立高松高等学校長) | |
| 森 正彦 | 香川県小学校長会 会長 (高松市立亀阜小学校長) | |
| 森本 卓也 | 香川県PTA連絡協議会 会長 (公益社団法人日本PTA全国協議会 理事) | |

(五十音順、敬称略)